

## 改正地方独立行政法人法について

(H29.6.9 公布)

- 1 施行日 平成30年4月1日 (一部平成32年4月1日)
- 2 改正の概要 公立大学法人に係る部分は次のとおり
- 内部統制体制の整備
- 業務方法書における内部統制体制の整備に関する事項の記載
- 監事・会計監査人の機能強化
- 監事・会計監査人による報告徴収・調査の権限や役員の不正行為に関する報告等の義務の明確化
- 中間評価の導入
- 中期目標期間の5年目に中間評価を実施

## 3 改正後の評価委員会の業務内容

**(1) 設立団体の長に意見を述べる。** (第11条第2項)

|           |  |
|-----------|--|
| 第8条第4項    | 定款変更(特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人に変更する場合)                                     |
| 第25条第3項   | 中期目標の策定、又は変更   |
| 第42条の2第5項 | 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付等  |
| 第44条第2項   | 財産の処分等にかかる認可(重要財産の譲渡又は担保提供)  |
| 第49条第2項   | 役員報酬等の変更   |
| 第67条第2項   | 設立団体の数を減少させる定款変更の場合の財産の処分  |
| 第78条第4項   | 中期計画の策定又は変更にかかる認可  |
| 第79条の2第2項 | 中期目標期間の終了時の検討  |
| 第108条第2項  | 法人の吸収合併 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> |
| 第112条第2項  | 法人の新設合併 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> |

公表 意見を述べた内容の公表(第11条第3項)

**(2) 公立大学法人の業務の実績を評価する。** (第78条の2第1項)

| 名称   | 根拠                 | 評価の対象                               | 評価実施時期                 |
|--|--------------------|-------------------------------------|------------------------|
| 年度評価   | 第78条の2第1項<br>第1~3号 | 毎事業年度における業務の実績                      | 当該事業年度の翌年度             |
| <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span><br>中間評価 | 第78条の2第1項<br>第2号   | 中期目標期間の終了時に見込まれる<br>中期目標期間における業務の実績 | 中期目標期間の最後の事業<br>年度の前年度 |
| 期間評価   | 第78条の2第1項<br>第3号   | 中期目標期間における業務の実績                     | 中期目標期間終了の翌年度           |

報告と公表 法人への評価結果通知にかかる知事への報告及び公表(第78条の2第5項)

### (3) その他

|                      |   |
|----------------------|---|
| 第 78 条の 2<br>第 4 項   | 法人への評価結果の通知及び必要に応じた業務運営の改善その他の<br>勧告    |
| 第 11 条第 2 項<br>第 6 号 | 地方独立行政法人法又は条例の規定によりその権限に属させられた<br>事項の処理 |

**削 除** 今回の改正で評価委員会の意見聴取にかかる規定が削除されたもの  
(H30 年度から評価委員会の意見聴取はなくなります。)

- ・ 業務方法書の認可 (随時)
- ・ 短期借入金の借入れの認可 (随時)
- ・ 財務諸表の承認 (毎年度)
- ・ 利益処理の承認 (毎年度の利益及び中期目標期間の最後の事業年度終了後の積立金<sup>\*</sup>)

<sup>\*</sup> これまでの目的積立金と最後の事業年度の利益の合計